〈解答〉

1　1　(1)　秘密　　(2)　エ

2　〔例〕任期が短く，解散する

3　(1)　ウ　　(2)　a：原告　b：被告（両解）　　(3)　イ　　(4)　国民審査

配点　1　2，3(2)，(4)は各2点，他は各1点　10点満点

〈解説〉

1　1(1)　選挙の基本原則は，一定の年齢以上になると選挙権をだれもが得られる普通選挙，一人一票の平等選挙，代表者を直接選ぶ直接選挙，無記名で投票する秘密選挙から構成される。

(2)　ドント式では各政党の得票数を1，2，3…の整数で割り，商の大きい順に立候補者が当選し，定数に達するまで選ばれる。1表では，A党は2人，B，C，D党は1人ずつ当選する。得票数の最も少ないD党でも当選者がいることから，小政党でも当選者を出せる可能性が高い選挙方式で，少数意見の反映のために有効である。

2　衆議院と参議院の意見が異なる場合に，合意や調整のために両院協議会を開くことがある。予算の議決，条約の承認，内閣総理大臣の指名で異なる議決をした場合には両院協議会を開かなければならない。それでも一致しない場合には，衆議院の優越が認められている。

3(1)　ア，イは国会の仕事，エ内閣は最高裁判所の長官を任命ではなく，指名する。

(2)　民事裁判は，お金の貸し借りや相続など私的な争いに関する裁判で，訴えた側を原告，訴えられた側を被告という。

(3)　国会は，不適任だと思われる裁判官がいれば，辞めさせるかどうかについての判断をする弾劾裁判を行うことができる。

(4)　裁判が公正・中立に行われるために，裁判所は国会や内閣などほかの機関から独立している。これを司法権の独立という。裁判官は自分の良心と憲法・法律にのみ従って裁判を行い，だれの指示や命令も受けない。また，裁判官の身分は保障されており，心身の故障か国会による弾劾裁判での罷免，国民審査でしか辞めさせられない。